

## 鎌倉市職員の懲戒処分に関する指針

### 第1（趣旨）

この指針は、職員の懲戒処分をより厳正に行うため、懲戒処分に付すべき事案についてその処分の種類及び程度を決定するに当たっての標準的な基準を定めるものとする。

### 第2（懲戒処分決定に当たっての考慮事項）

任命権者は、懲戒処分の種類及び程度を決定するに当たっては、次に掲げる事項を総合的に考慮し、別表に掲げる懲戒処分の対象となる非違行為及び当該非違行為に係る懲戒処分の標準的な処分事例（以下「標準例」という。）を参考にして、適正に決定するものとする。

- (1) 非違行為の動機、態様及び結果
- (2) 故意、過失その他非違行為実行時における行為者の責任の度合い
- (3) 非違行為を行った職員の職責及び職責と非違行為との関係
- (4) 他の職員及び社会に与える影響
- (5) 過去における非違行為の有無
- (6) 日常の勤務態度

個別の事案の内容によっては、標準例に掲げる処分の種類以外とすることもあり得るところである。例えば、標準例に掲げる処分の種類より重いものとするのが考えられる場合として、

- ・ 非違行為の動機若しくは態様が極めて悪質であるとき又は非違行為の結果が極めて重大であるとき
- ・ 非違行為を行った職員が管理又は監督の地位にあるなどその職責が特に高いとき
- ・ 非違行為の公務内外に及ぼす影響が特に大きいとき
- ・ 過去に類似の非違行為を行ったことを理由として懲戒処分を受けたことがあるとき
- ・ 処分の対象となり得る複数の異なる非違行為を行っていたときがある。

また、例えば、標準例に掲げる処分の種類より軽いものとするのが考えられる場合として、

- ・ 職員が自らの非違行為が発覚する前に自主的に申し出たとき
- ・ 非違行為を行うに至った経緯その他の情状に特に酌量すべきものがあると認められるときがある。

なお、標準例に記載のない非違行為については、標準例に掲げる事例のうち類似の事例を参考に決定するものとする。

### 第3（報告義務）

所属長は、職員が非違行為を現に行い又は行ったことが明らかであると判断した場合は、遅滞なくその旨を職員の懲戒についての事項を所管する課の課長に報告しなければならない。

### 第4（管理監督責任）

職員の懲戒処分を行った場合において、当該職員の管理監督者が次のいずれかに該当するときは、当該管理監督者に対しても懲戒処分を行うものとする。

- (1) 所属職員の非違行為を知っていたにもかかわらず、その事実を隠ぺいし、又はこれを黙認したとき。
- (2) 所属職員が懲戒処分を受けることに関し、指導監督に適正を欠いていたとき。

### 第5（関係職員の懲戒処分）

職員の懲戒処分を行った場合において、当該職員以外の職員が次のいずれかに該当するときは、当該関係職員に対しても懲戒処分を行うものとする。

- (1) 非違行為をした職員を教唆し、又はほう助したと認められるとき。
- (2) 職員の非違行為を知っていたにもかかわらず、これを黙認し、又は当該職員と非違行為の全部又は一部を共にしたとき。

#### 第6（懲戒処分の公表）

職員の懲戒処分を行った場合は、鎌倉市懲戒処分等公表基準の定めるところにより、当該処分の内容を公表するものとする。

付 則

この指針は、平成14年12月1日から施行する。

付 則

この指針は、平成17年9月2日から施行する。

付 則

この指針は、平成19年6月8日から施行する。

付 則

この指針は、平成21年9月1日から施行する。

付 則

この指針は、平成31年4月1日から施行する。

鎌倉市職員の懲戒処分に関する指針 別表

No	分類	非違行為の種類	非違行為の具体	懲戒処分の種類			
				免職	停職	減給	戒告
1	一般 服 務	欠勤	正当な理由なく10日以内の間勤務を欠いた場合			○	○
2			正当な理由なく11日以上20日以内の間勤務を欠いた場合		○	○	
3			正当な理由なく21日以上の間勤務を欠いた場合	○	○		
4		遅刻・早退	勤務時間の始め又は終わりに繰り返し勤務を欠いた場合				○
5		休暇の虚偽申請	療養休暇又は特別休暇について虚偽の申請をした場合			○	○
6		勤務態度不良	勤務時間中に職場を離脱して職務を怠り、公務の運営に支障を生じさせた場合			○	○
7		不適切な事務処理	故意に不適切な事務処理を行い、虚偽の事務処理を行い、又は業務遂行上必要な上司への報告を怠り、公務の運営に支障を生じさせ、又は市民その他の関係者に損害を与えた場合	○	○	○	○
8			重大な過失により不適切な事務処理を行い、又は業務遂行上必要な上司への報告を怠り、公務の運営に支障を生じさせ、又は市民その他の関係者に損害を与えた場合		○	○	○
9		職場内秩序びん乱	他の職員に対する暴行により職場の秩序を乱した場合		○	○	
10			他の職員に対する暴言により職場の秩序を乱した場合			○	○
11			内部通報制度に関して、通報者に対し不当に不利益な取扱いをした場合		○	○	
12		虚偽報告等	故意に虚偽の報告や通報等を行ったことにより、公務の信頼を失墜させ、又は公務の運営に支障を生じさせた場合		○	○	○
13		違法な職員団体活動	違法な職員団体活動により公務の正常な運営を著しく阻害した場合			○	○
14		秘密漏えい	職務上知ることのできた秘密を漏らし、公務の運営に重大な支障を生じさせた場合	○	○		
15		兼業の許可を得る手続の怠り	営利企業の役員等の地位を兼ね若しくは自ら営利企業を営むことの許可を得る手続を怠り、又は報酬を得てその他事業若しくは事務に従事することの許可を得る手続を怠り、これらの兼業を行った場合			○	○
16		入札談合等に関する行為	市が入札等により行う契約の締結に関し、その職務に反し、事業者その他の者に談合を唆すこと、事業者その他の者に予定価格等の入札等に関する秘密を教示すること又はその他の方法により、当該入札等の公正を害すべき行為を行った場合	○	○		
17		個人の秘密情報の目的外収集	その職権を濫用し、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書等を収集した場合			○	○
18		個人情報の流出等	職務上収集した個人情報を、相応の注意を怠って流出又紛失した場合			○	○
19		公文書又は私文書の偽造・変造	行使の目的で、職務に関する公文書若しくは権利、義務若しくは事実証明に関する公務所の用に供する私文書を偽造又は変造した場合	○	○		

No	分類	非違行為の種類	非違行為の具体	懲戒処分の種類			
				免職	停職	減給	戒告
20	一般 服 務	電磁的記録不正作出及び供用	人の事務処理を誤らせる目的で、公務所の事務処理の用に供する権利、義務又は事実証明に関する電磁的記録を不正に作った場合	○	○		
21		公用文書等の毀棄	公務所の用に供する文書又は電磁的記録を毀棄した場合	○	○		
22		学歴詐称	採用時における学歴を詐称した場合			○	○
23		セクシュアル・ハラスメント(※1) (他の者を不快にさせる職場における性的な言動及び他の職員を不快にさせる職場外における性的な言動)	暴行若しくは脅迫を用いてわいせつな行為をし、又は職場における上司・部下等の関係に基づく影響力を用いることにより強い性的関係を結び若しくはわいせつな行為をした場合	○	○		
24			わいせつな言辞、性的な内容の電話、性的な内容の手紙・電子メールの送付、身体的接触、つきまとい等の性的な言動(以下「わいせつな言辞等の性的な言動」という。)を繰り返したことにより、精神的若しくは肉体的に苦痛を与え、又は職場環境を悪化させる行為をした場合		○	○	○
25		パワー・ハラスメント(※1) (職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる言動)	職務上の地位、人間関係等の職場内における優位性を背景として、業務上の適正な範囲を超えて、人格及び尊厳を侵害する言動を繰り返したことにより、精神的若しくは肉体的に苦痛を与え、又は職場環境を悪化させる行為をした場合		○	○	○
26		その他のハラスメント(※1)	上記のハラスメントのほか、業務上の適正な範囲を超えて、人格及び尊厳を侵害する言動を繰り返したことにより、精神的若しくは肉体的苦痛を与え、又は職場環境を悪化させる行為をした場合		○	○	○
27	ハラスメント全般	わいせつな言辞等の性的な言動や、業務上の適正な範囲を超えて、人格及び尊厳を侵害する言動を執拗に繰り返したことにより、相手が当該言動を主とした強度の心的ストレスの重積による重度の精神疾患に罹患した場合	○	○			
28	公 金 公 物 の 取 扱 い	横領	公金又は公物を横領した場合	○			
29		窃取	公金又は公物を窃取した場合	○			
30		詐取	人を欺いて公金又は公物を交付させた場合	○			
31		紛失	公金又は公物を紛失した場合			○	○
32		盗難	重大な過失により公金又は公物の盗難に遭った場合			○	○
33		公物損壊	故意に職場において公物を損壊した場合			○	○
34		失火	過失により職場において出火を引き起こした場合			○	○
35		諸給与の違法支払・不適正受給	故意に法令に違反して給与等を不正に支給した場合又は故意に届出を怠り、若しくは虚偽の届出をするなどして給与等を不正に受給した場合		○	○	○
36		公金・公物処理不適正	自己保管中の公金の流用等公金又は公物の不適正な処理をした場合			○	○
37		コンピュータの不適正使用	職場のコンピュータを不適正な方法で使用し、公務の運営に支障を生じさせた場合			○	○

No	分類	非違行為の種類	非違行為の具体	懲戒処分の種類			
				免職	停職	減給	戒告
38	公務外非行	放火	放火をした場合	○			
39		殺人	人を殺した場合	○			
40		傷害	人の身体を傷害した場合	○	○	○	
41		暴行・けんか	暴行を加え、又はけんかをした職員が人を傷害するに至らなかった場合			○	○
42		器物損壊	故意に他人の物を損壊した場合			○	○
43		集団的暴行・脅迫等	数人で共同して、若しくは凶器を示して暴行、脅迫又は器物を損壊した場合	○	○	○	
44		横領	自己の占有する他人の物（公金及び公物を除く。）を横領した場合	○	○		
45		窃盗・強盗	他人の財物を窃取した場合	○	○		
46			暴行又は脅迫を用いて他人の財物を強取した場合	○			
47		詐欺・恐喝	人を欺いて財物を交付させ、又は人を恐喝して財物を交付させた場合	○	○		
48		脅迫	生命、身体、自由、財産等に対し害を加える旨を告知して人を脅迫した場合		○	○	
49		賭博	賭博をした場合			○	○
50			常習として賭博をした場合		○		
51		麻薬・覚せい剤等の所持又は使用	麻薬・覚せい剤等を所持又は使用した場合	○			
52		銃砲刀剣類の不法所持等	銃砲刀剣類を不法に携帯又は所持し、若しくは不法に他人に譲渡又は貸し付けた場合	○	○	○	
53	酩酊による粗野な言動等	酩酊して、公共の場所や乗物において、公衆に迷惑をかけるような著しく粗野又は乱暴な言動をした場合			○	○	
54	淫行	18歳未満の者に対して、金品その他財産上の利益を代償として供与し、又は供与することを約束して淫行をした場合	○	○	○		
55	痴漢行為	公共の乗物等において痴漢行為をした場合	○	○	○		
56	交通事故・交通法規違反	飲酒運転	酒酔い運転をした場合	○			
57			酒気帯び運転により事故を起こした場合	○			
58			酒気帯び運転をした場合	○	○		
59			酒酔い運転又は酒気帯び運転（以下「飲酒運転」という。）をした者に対し、飲酒運転となることを知りながら車両若しくは酒類を提供し、若しくは飲酒を勧め、又は飲酒運転をしていることを知りながら同乗した場合（※2）	○	○		

No	分類	非違行為の種類	非違行為の具体	懲戒処分の種類			
				免職	停職	減給	戒告
60	交通事故・交通法規違反	無免許運転	無免許運転で人を死亡させた場合	○			
61			無免許運転で人に傷害を負わせた場合	○	○		
62			無免許運転で物を損壊させた場合		○	○	
63			無免許運転で行政処分を受けた場合			○	
64		措置義務違反 (ひき逃げ・あて逃げ)	措置義務を怠り、人を死亡させた場合	○			
65			人に傷害を負わせる事故において、措置義務を怠った場合	○	○		
66			物を損壊させる事故において、措置義務を怠った場合		○	○	
67		共同危険行為	共同危険行為で人を死亡させた場合	○			
68			共同危険行為で人に傷害を負わせた場合	○	○		
69			共同危険行為で物を損壊させた場合		○	○	
70			共同危険行為で行政処分を受けた場合			○	
71		交通法規違反	人を死亡させ、又は重篤な傷害を負わせた場合	○	○	○	○
72			人に傷害を負わせた場合		○	○	○
73			悪質な交通法規違反で物を損壊させた場合		○	○	○
74	悪質な交通法規違反で行政処分を受けた場合				○	○	
75	ネットワーク利用	不正アクセス	他人のパスワードを無断で使用し、又はコンピュータ・システムにおける安全上の不備を利用して不正にネットワークにアクセスし、システム又は情報資産等の破壊若しくは改ざんを行い又は情報を漏洩させた場合	○	○		
76			他人のパスワードを無断で使用し、又はコンピュータ・システムにおける安全上の不備を利用して不正にネットワークにアクセスした場合		○	○	
77		不正アクセスの助長	ネットワーク管理者又はパスワードを付与されている利用権者に無断で当該利用権者のパスワードを第三者に提供した場合		○	○	
78		ウイルス・不正プログラム等の利用	故意にウイルス又は不正なプログラム等を利用してシステム又は情報資産等を損壊させた場合	○	○		
79			故意にウイルス又は不正なプログラム等を利用してネットワークの適正な運用を妨げた場合		○	○	
80		情報の不正利用	ネットワークを利用して業務上知り得た個人情報を当該業務以外の目的で使用した場合	○	○	○	

No	分類	非違行為の種類	非違行為の具体	懲戒処分の種類			
				免職	停職	減給	戒告
81	管理監督者・関係職員	管理監督責任	所属職員の非違行為を知っていたにもかかわらず、その事実を隠ぺいし、又は黙認した場合		○	○	
82			所属職員が懲戒処分を受けることに関し、指導監督に適正を欠いていた場合			○	○
83	関係職員	関係職員の懲戒処分	非違行為をした職員を教唆し、又はほう助したと認められる場合		○	○	○
84			職員の非違行為を知っていたにもかかわらず、これを黙認し、又は当該職員と非違行為の全部又は一部を共にした場合			○	○

※1 ハラスメント行為に対する処分を行うに際しては、具体的な行為の態様や状況、悪質性等も情状として考慮のうえ判断するものとする。

※2 飲酒運転をしていることを知りながら同乗した者についての処分は、道路交通法の規定と照らし合わせながら、懲戒処分の種類を決定する。